

付録

1. 連合憲章 ● 455
2. 北東アジア地域自治体連合分科委員会設置及び運営に関する規程 ● 460
3. 北東アジア地域自治体連合事務局設置及び運営支援条例 ● 462
4. 海外会員自治体派遣公務員の勤務等に関する規定 ● 464
5. 海外自治体派遣職員現況 ● 466

The Association of
North East Asia Regional Governments



付録

1. 連合憲章

北東アジア地域自治体連合憲章(前文)

国際社会に貢献する無限の潜在力を有する北東アジア地域自治体の代表は、互惠・平等の精神に基づき、経済・文化・行政など全ての分野において交流協力を増進することによって地域の共同発展を目指すとともに、世界平和に寄与する崇高な目的を達成するため、この憲章の採択に同意し、北東アジア地域自治体連合を設立する。

第1章 機構の名称及び目的

第1条(名称) この機構は、「北東アジア地域自治体連合」(The Association of North East Asia Regional Governments) (以下「連合」という。)と称する。

第2条(目的) 「連合」は北東アジア地域の自治体が互惠・平等の精神に基づき、全ての自治体間の交流協力ネットワークを形成することによって、相互理解に即した信頼関係を構築し、北東アジア地域の全体的な発展を目指すとともに世界平和に寄与することを目的とする。

第3条(事業) 「連合」は次の各号の事業を行う。

- ①北東アジア地域自治体会議(総会)の定例的な開催
- ②地域間経済・技術及び開発に関する情報の収集及び提供
- ③交流、協力に関する事業の支援及び推進
- ④その他機構の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員の範囲及び権利・義務

第4条(会員の範囲) 「連合」の会員は、北東アジア地域に位置する中華人民共和国、日本国、モンゴ

ル国、大韓民国、朝鮮民主主義人民共和国、ロシア連邦等の諸国の自治体の中で、「連合」の設立目的に賛同する広域自治体とし、総会の議決によって範囲を拡大することができるものとする。

第5条(会員の権利・義務) 会員は、「連合」が行う多様な事業と活動に参加する権利を持ち、この憲章の諸規定を誠実に守る義務を負う。

第3章 組織及び機能

第1節 総会

第6条(構成及び運営) 総会は会員自治体代表で構成する最高議決機関であり、隔年開催される。

第7条(役員) 総会には次の各号の役員を置く。

- (1) 議長は1人で、連合を代表し、次期総会を開催する自治体の首長をもって充てることとし、任期は2年とする。ただし、議長に事故ある時には、所属自治体の副団体長がその職務を代行する。
- (2) 監事は各国1人とし、会計監査を行い、総会で選出され、任期は第1号と同じである。

第8条(機能) 総会は次の各号の機能を行う。

- (1) 監事の選出
- (2) 予算・決算及び事業計画の承認
- (3) 会員の入会及び除名の議決
- (4) 会費の決定
- (5) 憲章の改正
- (6) 機構の解散及び清算の決定
- (7) 次期総会開催に関する事項の決定
- (8) 事務局設置自治体の決定
- (9) 連合の各事業計画の決議及び遂行
- (10) その他必要と認定される事項

第9条(議事決定) 総会での議決は次の各号の方法による。

- (1) 会員自治体は各1票の議決権を持つ。
- (2) 第8条第1号から第8号の事項は、在籍会員の過半数の出席と出席会員の3分の2以上の賛成により議決する。
- (3) 第2号に含まれていないその他事項に関しては、在籍会員の過半数の出席と出席会員の過半数の賛成により議決する。

第2節 実務委員会

- 第10条(構成及び運営)** ① 実務委員会は各会員自治体の首長が指名する局長級幹部によって構成され、実務委員長が議長の承認を得て毎年1回以上招集する。
- ② 実務委員長は議長自治体の副団体長をもって充てる。
- ③ 実務委員会の委員長は会議結果を総会に報告するものとする。
- ④ 個別プロジェクト等の円滑な推進の支援のため、総会の承認を得て実務委員会の補助機関として分野別に分科委員会を設置することができる。(’98.9新設)

第11条(機能) 実務委員会は次各号の機能を行う。

- (1) 事業計画及び個別プロジェクトの協議
- (2) 年例報告書及び会計報告書の検討
- (3) 会員自治体間の意見調整
- (4) 分科委員会の設置(構成、機能、運営方法等)に関する事項
- (5) 総会で委任した事項の決定
- (6) その他必要と認められる事項

第3節 事務局

第12条(構成及び運営) ① 事務局は「連合」の常設執行機関で、各国・各自治体の実情に応じて連絡機関を設置することができる。

② 事務局の任期は4年とする。ただし、総会の決定により再任を妨げない。

第13条(役員及び職員) 事務局には次の各号の役員と職員を置く。

- (1) 事務総長は1人で、事務局設置自治体が推薦し、議長の批准を得る。
- (2) 事務局の役員と職員は「連合」の派遣公務員で構成することを原則とする。ただし、事務総長が必要と認める場合には、議長の承認を受け、別途方法によって構成できるものとする。

第14条(機能) 事務局は次各号の機能を行う。

- (1) 予算編成及び執行
- (2) 事業計画書、年例報告書及び会計報告書の作成
- (3) 会員自治体間の業務連絡及び調整
- (4) 総会と実務委員会の議決事項の遂行
- (5) その他必要と認められる事項

第15条(財政) ① 事務局の会計は特別会計とし、会員自治体の会費及びその他雑収入によって充当する。

② 会計に関する事項は暫定的に次の各号のように運営する。

(1) 会費は負担しないこととする。

(2) 総会及び実務委員会開催経費は、次の各号のように分担する。

ア 経費総額(A)の半額(B)は会議開催自治体が負担する。

イ 残半額(C=A-B)は、会議開催自治体を除く連合会員自治体数(D)で均等に割った額(C/D)を、会議に参加した自治体がそれぞれ負担する。

ウ 実際の会議参加自治体数がDを下回る場合に生じる差額は、会議開催自治体が負担する。

エ 会員自治体に自然災害等の不可避的な事情が生じ、負担が著しく困難な場合には、会員自治体間の協議により個別に合理的な減免措置を行うことができる。

オ 総会において次期総会開催地に立候補する自治体は、開催する総会及び実務委員会の会議経費の暫定会計を提出する。

③ 事務局運営経費は、事務局が設置された自治体が負担する。

④ その他個別的な交流協力事業の推進経費は、事業を提案した自治体が負担することを原則とし、その事業に参加を希望する自治体間の協議によって分担できるものとする。

第4節 連合支援機関

第16条(設置) 会員自治体は、北東アジア地域の発展に寄与するため、連合の活動を支援する機関(以下「連合支援機関」という。)を設置することができる。

第17条(登録)① 会員自治体が 連合支援機関を設置した場合、当該会員自治体の申請に基づき連合に登録することができる。

② 連合支援機関は、その活動状況を連合に報告する。

第4章 最終規定

第18条(効力) この憲章は1996年9月12日から効力を発生する。

第19条(創立会員の範囲) 「連合」の創立会員は、1996年北東アジア地域自治体会議に出席して、本憲章の基本精神に同意した自治体とする。

第20条(言語) この憲章は、中国語、日本語、韓国語及びロシア語で作成し、原本は事務局所在地の自治体の文書保管所において保管し、写本は各会員自治体において保管するものとする。

以上の証しとするため、下記の署名者は所属しているそれぞれの自治体から正当な権限を与えられ、1996年9月12日、大韓民国慶尚北道慶州でこの憲章に署名した。

附 則

この憲章は、1998年10月21日から施行する。

附 則

この憲章は、2002年9月12日から施行する。

附 則

この憲章は、2004年9月8日から施行する。

2. 北東アジア地域自治体連合分科委員会の設置及び運営に関する規程

この規程は、北東アジア地域自治体連合憲章第11条第4号の規定に基づき設置する分科委員会の設置及び運営に関する事項について定める。

第1条(設置) 北東アジア地域自治体会議において提案された個々のプロジェクトあるいは課題（以下「個別プロジェクト」という。）について、その円滑な推進を支援するため、分野ごとに分科委員会を置く。

第2条(分科委員会の種類及び名称) 分科委員会の種類及び名称は、次のようにする。

- (1) 経済・通商分科委員会
- (2) 環境分科委員会
- (3) 教育・文化交流分科委員会
- (4) 防災分科委員会
- (5) 国境地区協力分科委員会
- (6) 科学技術分科委員会
- (7) 海洋・漁業分科委員会
- (8) 観光分科委員会

第3条(機能) ① 各分科委員会は、提案自治体が主体になって実施する個別プロジェクトの円滑かつ効果的な推進を図るため、自治体間の意見調整、事業計画の具体化及び実現方策等について、検討、協議を行う。

② 各分科委員会は、分科委員会参加自治体が提案した個別プロジェクトを担当し、検討、協議の結果を実務委員会に報告する。

第4条(構成) 各分科委員会は、それぞれの分科委員会の担当分野に関心を有する自治体の担当部局の課長級の職員で構成する。

第5条(運営) ① 各分科委員会に、互選により、分科委員会の連絡、調整、運営を行う自治体（以下「コーディネート自治体」という。）を置く。

② コーディネート自治体の任期は2年とし、再任を妨げない。

③ 分科委員会の運営は、原則として通信方式(郵送、ファクシミリ等)により行うものとする。

④ 各分科委員会は、必要に応じて、会議を開催することができるものとする。

第6条(参加) ① 分科委員会への参加を希望する自治体は、各コーディネート自治体に対し参加申し込みを行う。

② コーディネート自治体は、当該分科委員会の構成員に変動があった場合、実務委員会に報告する。

第7条(費用負担) 分科委員会の運営に関する費用は、当該分科委員会のコーディネート自治体が負担する。ただし、分科委員会が会議を開催する場合、交通費及び滞在費は、原則として、会議参加自治体の負担とするものとする。

第8条(連合事務局との関係) コーディネート自治体は、分科委員会で整理された内容を事務局に送付し、事務局はそれを分科委員会構成自治体以外の自治体へ送付するものとする。

第9条(規程の改正) この規程の改正は、実務委員会が行うものとする。

第10条(効力) この規程は、1998年10月21日から効力を有する。

附 則

この規程は、2007年9月4日から施行する。

3. 北東アジア地域自治体連合事務局設置及び運営支援条例

第1条(目的) この条例は北東アジア地域自治体連合(NEAR:「The Association of North East Asia Regional Governments」)の常設事務機構設置及び運営を支援するために必要な事項を規定することを目的とする。

第2条(設立及び名称) 事務局は第1条の目的を果たすために非営利団体とし、その名称は“北東アジア地域自治体連合事務局”(以下“事務局”という。)とする。。

第3条(位置) 事務局の主な事務所は非営利団体として登録する所在地とする。

第4条(事業) 事務局は次の各号の事業を行う。

1. 予算編成及び執行
2. 事業計画書、年例報告書、会計報告書の作成
3. 総会及び実務委員会の運営支援
4. 総会及び実務委員会議決事項の遂行支援
5. 分科委員会活動支援
6. 連合の長期計画案作成、調整
7. 連合発展のための共同プロジェクト開発及び推進
8. 連合ホームページ運営
9. 会員自治体間の業務連絡及び調整
10. 連合関連資料の整理、情報分析の提供
11. 地域研究機関間のネットワーク構築
12. 連合情報誌発刊などの対外広報
13. その他総会の議決により必要と認める事項

第5条(役員の資格要件) 事務局の事務総長は、北東アジア連合発展のために貢献できる国際関係の専門家とする。

第6条(財政支援) 慶尚北道道知事(以下“道知事”という。)は、事務局の設立と運営に必要な資金を出捐または補助することができる。

第7条(共有財産の貸付など) 道知事は、事務局の設立と運営のために必要な場合、地方財政法など関係規定の定めるところにより事務局に共有財産を貸付・使用することができる。

第8条(事業計画及び決算)

- ① 事務局は次年度の3月前までに事業計画書を作成して道知事に提出し、その承認を得なければならない。

- ② 事務局は毎会計年度の歳入・歳出決算書と事業実績を次年度6月末までに道知事に提出しなければならない。

第9条(報告等)

- ① 道知事は監督上必要な時には、事務局に対してその業務に関する報告をさせたり、所属公務員をしてその業務を検査することができる。
- ② 道知事は第1項の規定による検査結果の違法または不当な事項がある場合には、その是正を命じたりその他必要な措置を取ることができる。

第10条(公務員派遣等)

- ① 道知事は事務局の事務総長の要請によって必要な場合には事務局の業務支援活動のために公務員を派遣又は兼任させることができる。
- ② 第1項の規定により派遣された公務員は、派遣を理由にして身分上の不利益を受けない。

第11条(施行規則) この条例の施行に関して必要な事項は規則で決める。

附 則

この条例は公布した日から施行する。

4. 海外会員自治体派遣公務員の勤務等に関する規定

制定 2007. 1. 15

第1章 総則

第1条(目的) この規定は北東アジア地域自治体連合(以下「NEAR」という。)事務局に派遣勤務している海外会員自治体公務員の勤務などに関する事項を規定することを目的とする。

第2条(定義) ①「海外会員自治体公務員」(以下、「派遣公務員」という。)とは、NEAR会員自治体中、事務局所在地以外の国籍者が所属する自治体の命によりNEAR事務局に派遣勤務する者をいう。

② この規定に定めていない一般的な服務に関する事項などは、NEAR事務局自体の規定を適用する。

第2章 派遣公務員の資格

第3条(資格) 派遣公務員は、NEAR会員自治体の長が所属公務員の中から推薦し、NEAR事務局事務総長が選定する者とする。

第4条(派遣人員) NEAR事務局に派遣勤務する人員は、各国別1人を原則とする。ただし、総会開催準備等の懸案業務推進等の追加派遣が必要とNEAR事務局事務総長が認定する場合、該当会員自治体と協議して派遣人員を調整することができる。

第5条(派遣期間) 派遣期間は原則的に1年、必要により1回の延長が可能とし、この場合の派遣期間は2年以下とする。

第6条(事務局での職位) 派遣公務員は、NEAR事務局の職員として勤務する。

第3章 勤務に関する事項

第7条(身分) 派遣公務員はNEAR事務局に勤務する間は事務局所属職員の身分を保有し、事務局職員として品位を守り、誠実に勤務しなければならない。

第8条(職務) 派遣公務員がNEAR事務局の業務を処理する具体的な職務は次の各号のとおりである。

1. NEAR会員自治体との業務連絡
2. NEAR事務局プロジェクト推進
3. NEAR事務局業務の通・翻訳
4. NEARホームページ管理

5. その他NEAR事務局事務総長が必要と認める事項

第9条(報告書作成) 派遣公務員は、NEAR事務局に勤務しながら推進した業務事項及びその他必要と認められる事項について、自由様式によって毎月末、活動報告書を作成し事務局に提出しなければならない。

第10条(休暇) 派遣公務員は年10日の休暇を使用することができる。

第11条(事務局業務以外の許可) 派遣公務員は、NEAR事務局業務以外の事項を推進する必要がある場合、事前に事務総長の許可を得なければならない。

第12条(遵守事項) 派遣公務員はNEAR事務局所在地の国内法を守らなければならない、万一これに違反する場合、これによる結果に対しては派遣公務員本人が責任を負う。

第13条(復帰) NEAR事務局事務総長は派遣勤務者が次の各号の事項に該当するときは、派遣公務員所属自治体の長と協議し、派遣公務員を復帰させることができる。

1. 個人の健康悪化及びその他の事由で現地生活が極めて困難と判断される場合
2. 事務局業務推進に甚だしい支障があると判断される場合
3. 同規定第7条ないし第12条に該当する事項に違反する場合
4. 事務局服務規定に違反する場合

第4章 支援に関する事項

第14条(経費負担) 派遣公務員の給与、生活費及び現地生活に必要な保険等は派遣勤務者所属の会員自治体が負担する。

第15条(事務局の支援) NEAR事務局では、派遣勤務者が現地生活に円滑に適応するのを助けるため、次の各号の事項を支援する。ただし、第2号は各国の所得格差等を勘案し、差別支給することができる。

1. 住宅の提供
2. 現地生活費の一部支援：毎月80万韓国ウォン
3. 現地生活に必要な備品の提供：[別表 1]のとおり
4. NEAR 事務局業務に必要な事務費用

第16条(弁償措置) 派遣勤務者はNEAR事務局から提供された住宅及び生活備品を善良に管理する義務を負い、本人の過失により紛失または損壊した場合には弁償措置しなければならない。ただし、消耗品は除く。

附 則(2007.1.15)

この規定は制定した日から施行する。

5. 海外自治体派遣職員現況

1. 2006年度派遣職員

国名	自治体名	派遣職員名
中国	寧夏回族自治区	馬玉岐(男)
日本	未派遣	
モンゴル	中央県	チェレンドンドフ ダシゼベク(男)
ロシア	ブリヤート共和国	アレクサンドル マングトフ(男)

2. 2007年度派遣職員

国名	自治体名	派遣職員名
中国	山東省	許麗蘭(女)
日本	島根県	中道弘明(男)
モンゴル	セレンゲ県	バタルザウ バレル(女)
ロシア	トゥヴァ共和国	モングシ メルゲン バルチジャノビッチ(男)

3. 2008年度派遣職員

国名	自治体名	派遣職員名
中国	湖北省	鄭愛群(女)
日本	島根県	中道弘明(男)
モンゴル	ドルノド県	ツェンド モンコツアルラル(女)
ロシア	サハ共和国	プロトポポフ ワレリ(男)

4. 2009年度派遣職員

国名	自治体名	派遣職員名
中国	湖北省	莫雁(女)
日本	兵庫県	高橋哲也(男)
モンゴル	ウブスハンガイ県	トゥグーチ・バトゥバヤル(男)
ロシア	マガダン州	イワン・イワノヴィッチ・ポノマレンコ(男)